

生食発0714第4号
令和2年7月14日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布されました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる」とされたことを踏まえ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）等において、事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化を図るものであること。

また、相続による事業承継時の手続において、従来届出書等に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。

第2 改正の内容

(1) 食品衛生法施行規則

- ① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者は、図面内容及び食品衛生法施行規則第 67 条第 1 項第 5 号に掲げる事項に変更がない場合において、同条第 1 項の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、図面や記載事項の省略を可能とする等の措置を講ずるものであること。（食品衛生法施行規則第 67 条関係）
- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第 68 条第 2 項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。（食品衛生法施行規則第 68 条関係）
- ③ その他所要の改正を行うものであること。（食品衛生法施行規則第 73 条関係）

（2）公衆浴場法施行規則

- ① 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者は、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）第 1 条の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項の省略を可能とする（譲り受けたものから変更がない部分に限る）等の措置を講ずるものであること。（公衆浴場法施行規則第 1 条関係）
- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第 2 条第 2 項の規定に基づき届書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。（公衆浴場法施行規則第 2 条関係）

（3）旅館業法施行規則

- ① 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者は、譲り受けたものから変更がない部分に限り、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 1 条の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項や添付資料の省略を可能とする等の措置を講ずるものであること。（旅館業法施行規則第 1 条関係）
- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第 3 条第 2 項の規定に基づき申請書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。（旅館業法施行規則第 3 条関係）

（4）クリーニング業法施行規則

- ① クリーニング所等の営業者から当該営業を譲り受けた者は、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項の省略を可能とする（譲り受けたものから変更がない部分に限る）等の措置を講

ずるものであること。(クリーニング業法施行規則第1条の3関係)

- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第2条の2第2項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。(クリーニング業法施行規則第2条の2関係)

(5) 理容師法施行規則

- ① 理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、譲り受けたものから変更がない部分に限り、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第19条の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項や添付資料の省略を可能とする等の措置を講ずるものであること。(理容師法施行規則第19条関係)
- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第21条第2項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。(理容師法施行規則第21条関係)

(6) 美容師法施行規則

- ① 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、譲り受けたものから変更がない部分に限り、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第19条の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項や添付資料の省略を可能とする等の措置を講ずるものであること。(美容師法施行規則第19条関係)
- ② 相続による事業承継時の手続において、現行、同令第21条第2項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とするものであること。(美容師法施行規則第21条関係)

第3 運用上の留意事項等

- (1) 今般の省令改正(第2(1)~(6)の①)は、既存の営業者等から営業等を譲り受けた者が営業等の許可等を申請する場合において、都道府県知事等に提出しなければならない書類について、一部、記載事項の省略や添付書類の省略を可能とする(譲り受けたものから変更がない部分に限る)ものであり、新規の許可申請・届出という枠組み自体は変わるものではないこと。なお、対象となる申請者については、個人事業主や法定相続人に限られるものではないこと。
- (2) (1)の場合において、業の譲渡とは、基本的には、施設の使用権を譲受人が譲り受けた場合が想定されること。また、申請書への記載事項中、「当該営

業を譲り受けたことを証する旨」については、基本的には、事業を譲り受けたことを証する書面(契約書等)の写し等により確認することが想定されること。このほか、申請書に事業譲渡の事実についての記入欄を設け、当該欄への譲渡人の署名により確認する等の対応が考えられること。なお、実際に譲渡が完了する前であっても、譲渡契約を締結したことをもって、各都道府県等において、記載事項や添付書類を省略した申請等を受け付けることが考えられること。

- (3) (1)の場合において、改正省令における「変更がない場合」「変更がない事項」に該当するか否かの基準は、既存の営業者等が営業等していた場合に、変更届の提出が不要である場合に該当するか否かの基準と同様であること。なお、「変更がない」ことを申請者に確認するに当たっては、口頭により申出をさせる、申請書にその旨を記載させるなどの方法が考えられること。
- (4) (1)の場合において、営業の開始にあたり、各法令等において使用前検査、確認が求められているものがあるが、施設の構造設備について譲り受けたものから大きな変更がない場合においては、実地検査を省略することとして差し支えなく、今般の簡素化の趣旨に照らし、できる限り実地検査を省略することを原則とする取扱いとしていただきたいこと。また、許可申請等に係る手数料については、実費等を勘案してその額が定められているものと承知しているが、事業の譲受けに伴う許可申請等の手数料について、実地検査の省略等を踏まえ、減免・引下げについて積極的に検討いただきたいこと。
- (5) (1)の場合において、許可申請等に当たり、各都道府県等の条例・規則等に基づき提出を求めている書類等がある場合には、今般の簡素化の趣旨を踏まえ、事業の譲受けに伴う許可申請等については省略等を認める取扱いを検討いただきたいこと。
- (6) (1)の場合において、許可申請等に係る適正な審査を行うために必要な書類について、申請者に対して追加で提出を求めることは差し支えないが、その場合であっても今般の簡素化の趣旨を踏まえ、必要最低限に留めていただきたいこと。
- (7) 旅館業、興行場営業、浴場業については、「旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について」(昭和44年5月21日環衛第9072号厚生省環境衛生課長通知)、「旅館業に対する防火安全対策の徹底について」(平成15年10月2日健衛発第1002003号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)等において、許可申請に係る審査を行うにあたり、建築基準法関係の検査済証や消防法令適合通知書の提出を求めているところ、施設の構造設備について譲り受けたものから変更がない場合においては、検査済証や消防法令適合通知書についての提出は省略可能であること。
- (8) 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定に基づく興行場営業の許可申請手続等についても、今回の改正の趣旨を踏まえ、所要の規定の整備を検討いただきたいこと。
- (9) 第2(1)③ 食品衛生法施行規則第73条部分の改正は、食品衛生法等の

一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第 68 号）において、手当てがなされなかった部分について、所要の改正を行うものであること。

第 4 施行期日等について

この省令は、令和 2 年 12 月 15 日から施行すること。ただし、第 2（1）③については、公布の日から施行すること。

第 5 施行状況の把握について

今般の省令改正による手続簡素化の施行状況を把握するため、今後、省令改正による手続簡素化の状況（適用件数、処理期間、手数料等）、効果及び活用事例についてフォローアップを行う予定であること。